

令和3年度 宮城県喀痰吸引等研修

一般受講者対象

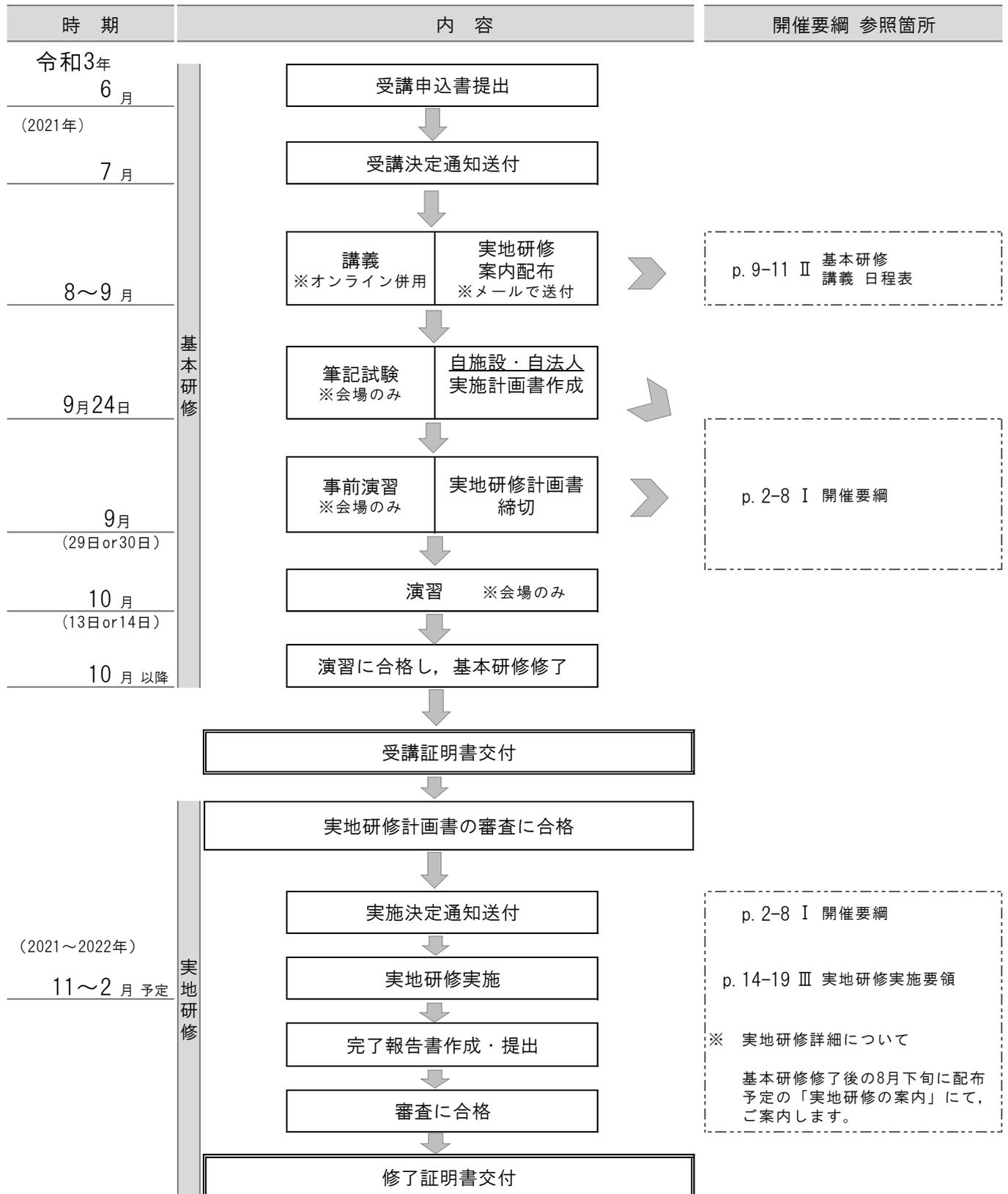
基本研修(第1号・第2号)

開催要綱

* 研修の流れ	p.1
I 開催要綱	p.2-8
II - i 日程表 講義	p.9-11
ii 事前演習	p.12
iii 演習	p.13
III 実地研修 実施要領	p.14-19
IV 会場案内	p.20-21
・別添様式 基本研修受講申込書	

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

* 喀痰吸引等研修の流れ *



〔事業所等において喀痰吸引等の特定行為を実施するためには…〕

- ※ 修了証明書の交付を受けたのち、県から「認定特定行為業務従事者」として認定されることが必要です。
- 詳細は、宮城県ホームページをご確認ください。

I 開催要綱

1 目的

介護職員等によるたんの吸引等の制度化(平成24年4月1日施行)により, 特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において, 適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的に実施するもの。

2 実施主体

宮城県

3 実施機関

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

4 日程及び会場

		日 程		会 場
講義 (全9日間)	第1日目	8月10日(火)		仙台合同庁舎 1001/1002 ※オンライン併用
	第2日目	8月11日(水)		
	第3日目	8月12日(木)		
	第4日目	8月31日(火)		
	第5日目	9月 1日(水)		
	第6日目	9月 2日(木)		
	第7日目	9月 16日(木)		
	第8日目	9月 17日(金)		
	第9日目	9月 18日(土)		
筆記試験	9月24日(金)			宮城県自治会館 200・201・208 会議室
事前演習	受講者 番号	1～30	9月29日(水)	宮城県船形の郷
		31～60	9月30日(木)	
演習	受講者 番号	1～30	10月13日(水)	
		31～60	10月14日(木)	
実地研修	(予定) 令和3年11月～令和4年2月			実地研修実施機関 (自施設又は自法人の施設)

※ 遅刻・早退は, 原則認められません。

※ 日程及び会場は, 変更になる場合があります。

5 研修形態について

- (1)本研修は、会場で講義を受ける集合型と、オンラインライブ配信型を併用したハイブリット研修となっております。お申し込みの際に、いずれかを選んでお申し込み下さい。
- (2)筆記試験・事前演習・演習については、会場のみでの実施となりますのでご了承ください。

(1)講義(計50時間)	(2)筆記試験・事前演習・演習
・会場 ・オンラインライブ配信 (いずれかを選択)	・会場のみ

※オンラインライブ配信型は、Zoom ミーティングを使用します。受講の前にアプリケーションのダウンロードをお願いします。

- (3)オンラインでの受講を希望される方には、受講決定通知の際に、別途ご案内を同封します。

6 会場に関して

- (1) 仙台合同庁舎 : 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17
 ※ 受講者用駐車場無し。公共交通機関をご利用ください。
 ※ 会場内は、飲食不可です。近隣の飲食店等をご利用ください。
- (2) 宮城県自治会館 : 仙台市青葉区上杉一丁目 2 番 3 号
 ※ 受講者用駐車場無し。公共交通機関をご利用ください。
- (3) 宮城県船形の郷 (旧 宮城県船形コロニー): 黒川郡大和町吉田字上童子沢21
 ※ 受講者用駐車場有り。会場の掲示に従い、所定の場所に駐車してください。
 ※ 会場内は、飲食可能です。
 ※ 会場へのお問い合わせはご遠慮下さい。(問合せ先:宮城県社会福祉協議会 研修課)

7 受講対象者:一般受講者対象

下記(1)~(4)項目を**すべて**満たす者

- (1) 県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者(児)施設等(医療施設を除く)、訪問介護事業所等に就業している介護職員等(介護福祉士を含む)
- (2) 施設長が推薦する者(個人での申込は不可)
- (3) **研修課程をすべて受講できる者**
 ※研修課程 基本研修(講義・事前演習・演習):令和3年8月~10月
実地研修:令和3年11月~令和4年2月(予定)
 ※日程の変更は、原則認められません。
- (4) 実地研修を、受講者が勤務する自施設(自法人を含む)で実施できる者
 ※自法人内であっても、病院や診療所(介護療養病床は除く)での実地研修はできません。
 ※実地研修については、p.14「Ⅲ実地研修 実施要領」を参照してください。
 ※当研修実施機関から他法人への紹介(マッチング)は行いません。

8 講義の免除

対象者:過去3年度(平成29年度から平成31年度)以内に、本会が実施する喀痰吸引等研修の基本研修を修了し、受講証明書の交付を受けており、実地研修が未修了の者
免除内容:基本研修のうち、講義9日間(計50時間)

※ 筆記試験・事前演習・演習の修了後に、実地研修実施となります。

9 定員

60名

※ 第1号・第2号研修は、本会の他、登録研修機関【「登録研修機関 登録簿」(宮城県ホームページ掲載)】でも実施しています。

10 研修内容

- (1) 基本研修(全受講生共通)を修了後、実地研修(実施行為を選択)を実施します。
- (2) 原則として、第2号研修を実施します。
- (3) 第1号研修は、実地研修の条件が整っていると認められた場合に、実施可とします。
- (4) 宮城県では平成29年度から、基本研修・実地研修 経管栄養胃ろう又は腸ろうに、滴下の他、半固形が加わりました。実地研修は、以下の条件のもとに実施することができます。
 - ① 半固形の実地研修は、自施設又は自法人に限ります。
 - ② 通常手順による経管栄養の滴下を行った後、別途取り組むことが求められます。(滴下の実地研修をせずに、半固形のみを希望することはできません。)

◆ 平成23年11月21日付 厚生労働省事務連絡

「喀痰吸引等業務の施行等に係るQ&Aについて(その2)」問C29回答

「半固形の栄養剤を実施する場合には、通常の講義・演習・実地研修に加え、別途十分な講義・演習・実地研修を実施し、安全性の検討を行うことが必要である。」

③ 滴下の対象利用者がいない場合

半固形の実地研修(自施設・自法人に限る)にあたっては、滴下の実地研修が必須となります(上記 平成23年11月21日付 厚生労働省事務連絡)が、滴下の対象利用者がいない場合、医師の指示書、利用者の同意に基づき、「半固形栄養剤による経管栄養法」の利用者を対象に、水分補給等で滴下の手技を実施することができます。

④ 滴下と半固形の区別

滴下と半固形について、本研修では、以下のように規定しています。

◆「滴下」による経管栄養法

イリゲーター，バック式栄養剤等と栄養点滴チューブを用いて，高低差による自然滴下(クレンメによる滴下管理あり)により実施する方法。

※ 水分補給等の実施方法は，イリゲーター，栄養点滴チューブ等を用いて，高低差による自然滴下(クレンメによる滴下管理あり)とします。

◆「半固形栄養剤」による経管栄養法

半固形化栄養剤等を，手(スクイーザー等)又はカテーテルチップシリンジ，加圧バッグ等を用いて，適切な速度で注入する方法，及び半固形化栄養剤等と栄養点滴チューブを用いて，高低差による自然滴下(クレンメによる滴下管理なし)により実施する方法。

【基本研修】

第1号研修・第2号研修 共通				
講義	50時間(9日間)※オンライン併用			
筆記試験	30問/60分 ※講義の習熟を審査			
事前演習	1日(シミュレーターを使用)			
演習 (シミュレーターを使用)	喀痰吸引	口腔内	5回以上	研修講師による評価
		鼻腔内	5回以上	
		気管カニューレ内部	5回以上	
	経管栄養	胃ろう又は腸ろう(滴下)	5回以上	
		胃ろう又は腸ろう(半固形)	5回以上	
		経鼻	5回以上	
	救急蘇生法		1回以上	

【実地研修】

第1号研修:5行為すべてを実施 第2号研修:5行為のうち、任意の1~4行為を実施				
実地研修	実施内容		実施回数	指導看護師等による評価
	喀痰吸引	1	口腔内	
2		鼻腔内	20回以上	
3		気管カニューレ内部	20回以上	
経管栄養	4	胃ろう又は腸ろう(滴下のみ)	20回以上	
		胃ろう又は腸ろう(滴下及び半固形)	滴下:20回以上 半固形:10回以上	
	5	経鼻	20回以上	

※ 演習・実地研修ともに、喀痰吸引の人工呼吸器対応研修は実施しません。

11 実施行為の選択・修了証明書の交付

第1号研修	全行為を実施, 修了した場合に修了証明書が交付されます。 (行為毎の修了認定はされません)
第2号研修	任意の1~4行為を実施・修了した場合に修了行為が記載された修了証明書が交付されます。

※ 再発行はいたしませんので、紛失等にご留意ください。

12 実地研修の実施

(1) 実地研修の実施には、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 対象利用者(本人の意思が確認できない場合はその家族等)から、実地研修の協力について同意が得られていること。
- ② 指導看護師がいること。

実地研修の指導にあたる指導看護師(実地研修指導講師)
次のいずれかに該当する者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23～24年度指導者講習(国実施)修了者 ・ 平成23～令和3年度指導者養成講習修了者(修了予定含む) ・ 医療的ケア教員講習修了者

③ 施設等における体制が整備されていること(詳細は、「Ⅲ 実地研修実施要領」参照)。

- (2) 原則として、受講者は、実地研修先(自施設・自法人)の確保が必要です。
- (3) 「実施研修受入施設」での実地研修(アウェー研修)は行いません。
- (4) 実施可能な行為

実地研修先	研修内容	実施行為
自施設・自法人の施設	第1号研修	5行為すべて(必須)
	第2号研修	5行為のうち任意の1～4行為

13 費用

(1) **受講料:44,200円**(内訳:受講料40,000円/テキスト・資料代4,200円)

※ 詳細は、受講決定通知に同封する「令和3年度宮城県喀痰吸引等研修事業における受講料及び基本研修資料代 口座振込みについて」をご確認ください。

(2) 賠償責任保険料:2,000円程度

実地研修実施前に、賠償責任保険への加入が必須となります。

※ 詳細は、基本研修修了後に配布予定の「令和3年度宮城県喀痰吸引等研修事業における賠償責任保険料の口座振込みについて」をご確認ください。

14 研修テキスト

本研修では、下記のテキストを使用します。テキスト代は受講料に含まれています。

受講料の振り込み確認後、申込みいただいた事業所へ送付します。

<p>『改訂 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』 (2015年9月発行) 編集:一般社団法人全国訪問看護事業協会 発行:中央法規出版 価格:2,200円(本体2,000円+税10%) ※研修初日(10/1)時点</p>	
--	---

問い合わせ先:中央法規出版株式会社 仙台営業所

電話:022-222-1693/FAX:022-216-5087

【当日販売について】

販売日：8月10日(火) 9:30～10:00（研修初日）

当日は、テキストの補助教材としてDVDのみ販売を行います。

※ 購入は任意となります。つり銭の無いように準備願います。中央法規出版株式会社の領収書が発行されます。

14 申込方法(郵送のみ)**(1) 提出書類**

① 受講申込書(別添)

② 受講証明書の写し(過去年度に基本研修のみ修了している者)

(2) 申込期日：令和3年6月24日(木) 消印有効

(6月25日(金)以降の消印のある申込書類は、受付しません。)

(3) 申 込 先：宮城県社会福祉協議会 人材育成部 研修課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号

※ 訂正箇所は、二重線＝を引き、訂正印(公印)を押してください(修正テープ、修正液等での訂正は不可とします)。

※ 角2号封筒を使用し、文書を折らずに入れてください。

※ 封筒おもて面に「宮城県喀痰吸引等研修基本研修申込書在中」と朱書きしてください。

※ 定員を超えた場合は、宮城県にて選考し、受講者を決定します。

※ 受講の可否については、7月29日(木)までに、郵送でお知らせします。

15 感染症等に関する事項について

(1) 感染症予防の為、手指消毒及び咳エチケットの協力をお願いします。また、ご自身で持参したマスクを着用の上、受講願います。会場は、マスクを着用しないと入場できませんので、ご協力願います。

(2) 受講者及び講師間の社会的距離の確保を保ちながら、講義、演習を行います。

(3) 研修中に適宜換気を行いますので、各自、上着等で温度調整をお願いします。

(4) 受講前に、自宅等での検温をお願いします。また次に該当する方については、他の受講者への感染等を防止するため、受講をお断りします。

① 発熱が見られる方

② 感染症等にかかり治癒されていない方

③ 所属事業所等において、流行性の感染報告が明らかな場合、またそれに伴い自身及び同居されている方が自宅待機をされている場合

※感染症等まん延防止の観点から、受講者の体調不良の場合には受講を控えていただくよう、願います。

16 その他

- (1) ご提出いただいた書類は、いかなる場合も返却いたしません。
- (2) 申込時に寄せられた個人情報については、本研修の進行管理において必要な各種連絡、出席者名簿の作成及び修了者名簿の作成に使用します。
なお、個人情報の取扱いについては、本会の個人情報保護規程に基づき、注意を払い管理いたします。
- (3) 申込及び受講のキャンセルをされる場合は、宮城県社会福祉協議会へ必ず事前にご連絡ください。
- (4) 会場は空調が行き届かない場合がございますので、必要に応じて調節できる衣類等をご準備ください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染症拡大状況、自然災害等により、研修を中止・延期する、開始時間を遅らせる場合は、宮城県と協議した上で本会のホームページ [宮城県社会福祉協議会](http://www.miyagi-sfk.net/) <http://www.miyagi-sfk.net/> でお知らせいたしますので、必要に応じてご確認ください。
なお、緊急時の連絡先として、受講申込書に個人の携帯電話番号を記載してください。

17 問い合わせ先

【第1号・第2号研修に関すること】

宮城県社会福祉協議会 人材育成部 研修課
電話：022-225-8479
ホームページ <http://www.miyagi-sfk.net/>

【第1号・第2号研修の制度に関すること】

宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班
電話：022-211-2549

【第3号研修に関すること】

宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班
電話：022-211-2543

18 施設長(管理者)へのお願い

喀痰吸引及び経管栄養の行為は、命を扱う行為です。その自覚と責任をもって研修に臨んでいただける受講生を、ご推薦くださいますようお願いいたします。

II 基本研修 講義 日程表

第1日目～第3日目

期日	時間	研修内容（大項目・中項目）	講義時間（h）	
第1日目 8/10 (火)	9:30	開場・受付		
	10:00～10:05	開会挨拶		
	10:05～10:15	オリエンテーション		
	10:15～11:30	* 喀痰吸引等制度論		
	11:30～12:30	* 喀痰吸引等研修 基本研修の概要について		
	12:30～13:30	昼食・休憩		
	1 人間と社会			
	13:30～14:00	1) 介護職員と医療的ケア	0.5	
	14:00～15:00	2) 介護福祉士等が喀痰吸引等を行うことに係る制度	1.0	
	2 保健医療制度とチーム医療			
	15:10～16:10	1) 保健医療に関する制度	1.0	
16:10～16:40	2) 医行為に関する法律	0.5		
16:40～17:10	3) チーム医療と介護職との連携	0.5		
第2日目 8/11 (水)	3 安全な療養生活			
	9:30～11:30	1) 喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0	
	11:30～12:30	昼食・休憩		
	12:30～14:30	2) 救急蘇生法	2.0	
	4 清潔保持と感染予防			
	14:40～15:10	1) 感染予防	0.5	
	15:10～15:40	2) 職員の感染予防	0.5	
	15:50～16:20	3) 療養環境の清潔, 消毒法	0.5	
16:20～17:20	4) 滅菌と消毒	1.0		
第3日目 8/12 (木)	5 健康状態の把握			
	9:30～10:30	1) 身体・精神の健康	1.0	
	10:40～12:10	2) 健康状態を知る項目(バイタルサインなど)	1.5	
	12:10～12:40	3) 急変状態について	0.5	
	12:40～13:40	昼食・休憩		
	6 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論			
	13:40～15:10	1) 呼吸のしくみとはたらき	1.5	
	15:20～16:20	2) いつもと違う呼吸状態	1.0	
16:20～16:30	事務連絡			

第4日目～第6日目

期日	時間	研修内容（大項目・中項目）	講義時間(h)
第4日目 8/31 (火)	9:30 ～ 10:30	3) 喀痰吸引とは	1.0
	10:40 ～ 12:40	4) 人工呼吸器と吸引	2.0
	12:40 ～ 13:40	昼食・休憩	
	13:40 ～ 14:40	5) 子どもの吸引について	1.0
	14:50 ～ 15:20	6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応, 説明と同意	0.5
	15:20 ～ 16:20	7) 呼吸器系の感染と予防(吸引に関連して)	1.0
	16:30 ～ 17:30	8) たんの吸引により生じる危険, 事後の安全確認	1.0
第5日目 9/1 (水)	9:30 ～ 11:30	9) 急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0
	7 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説		
	11:40 ～ 12:40	1) 喀痰吸引に伴うケア	1.0
	12:40 ～ 13:40	昼食・休憩	
	13:40 ～ 14:40	2) 報告及び記録	1.0
	14:40 ～ 15:40	3) 喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ, 清潔の保持	1.0
	15:40 ～ 17:10	4) -1 吸引の技術と留意点	1.5
第6日目 9/2 (木)	9:30 ～ 12:00	4) -2 吸引の技術と留意点	2.5
	12:00 ～ 13:00	昼食・休憩	
	13:00 ～ 14:00	4) -3 吸引の技術と留意点	1.0
	8 高齢者及び障害児・者の経管栄養概論		
	14:10 ～ 15:40	1) 消化器系のしくみとはたらき	1.5
	15:50 ～ 16:50	2) 消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0

第7日目～第9日目

期日	時間	研修内容（大項目・中項目）	講義時間(h)
第7日目 9/16 (木)	9:30～10:30	3) 経管栄養法とは	1.0
	10:40～11:40	4) 注入する内容に関する知識	1.0
	11:40～12:40	昼食・休憩	
	12:40～13:40	5) 経管栄養実施上の留意点	1.0
	13:50～14:50	6) 子どもの経管栄養について	1.0
	15:00～16:00	7) 経管栄養に係る感染と予防	1.0
	16:10～16:40	8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
第8日目 9/17 (金)	9:30～10:30	9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
	10:40～11:40	10) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0
	11:40～12:40	昼食・休憩	
	9 高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説		
	12:40～13:40	1) 経管栄養に必要なケア	1.0
	13:50～14:50	2) 報告及び記録	1.0
第9日目 9/18 (土)	9:30～10:30	3) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	10:40～11:40	4) -1 経管栄養の技術と留意点	1.0
	11:40～12:40	昼食・休憩	
	12:40～16:40	4) -2 経管栄養の技術と留意点	4.0
	16:40～16:55	事務連絡	

(講義時間 合計) 50.0

※ 日程及び研修内容等は、変更になる場合があります。

Ⅱ - ii 日程表 事前演習

※ 受講番号により、日にちが異なりますので、ご注意ください。

期日：令和3年9月29日(水) 受講者番号 1～30

令和3年9月30日(木) 受講者番号 31～60

会場：宮城県介護研修センター

9/29 (水)	受講番号 1～15 受講番号 16～30	【セクション1】 【セクション2】	※両日とも、各セクション内で、3～4グループに分かれて演習を行います。 ・喀痰吸引：3グループ ・経管栄養：4グループ
9/30 (木)	受講番号 31～45 受講番号 46～60	【セクション1】 【セクション2】	

時間	所要	研修内容		講師名・所属等	
9:00		開場・受付			
9:00	30	事前演習講師 打ち合わせ			
9:30	10	オリエンテーション		宮城県社会福祉協議会	
9:40	180	セクション1	セクション2	【 喀痰吸引 】 指導者養成講習等修了者 (3名) 【 経管栄養 】 指導者養成講習等修了者 (4名)	
		3グループ	4グループ		
		喀痰吸引	経管栄養		
		口腔内 鼻腔内 気管カニューレ内部	胃ろう又は腸ろう(滴下) 胃ろう又は腸ろう(半固形) 経鼻		
12:40	60	休憩・教室移動			
13:40	180	セクション1	セクション2		
		4グループ	3グループ		
		経管栄養	喀痰吸引		
		胃ろう又は腸ろう(滴下) 胃ろう又は腸ろう(半固形) 経鼻	口腔内 鼻腔内 気管カニューレ内部		
16:40	20	事務連絡		宮城県社会福祉協議会	
17:00		閉会			

Ⅱ-iii 日程表 演習

※ 受講番号により、日にちが異なりますので、ご注意ください。

期日：令和3年10月13日(水) 受講者番号 1～30

令和3年10月14日(木) 受講者番号 31～60

会場：宮城県介護研修センター

10/13 (水)	受講番号 1～15 受講番号 16～30	【セクション1】 【セクション2】	※両日とも、各セクション内で、5～6グループに分かれて演習を行います。 ・喀痰吸引：5グループ ・経管栄養：6グループ
10/14 (木)	受講番号 31～45 受講番号 46～60	【セクション1】 【セクション2】	

時間	所要	研修内容		講師名・所属等	
9:00		開場・受付			
9:00	30	演習講師 打ち合わせ			
9:30	10	オリエンテーション		宮城県社会福祉協議会	
9:40	20	救急蘇生法			
10:00	5	休憩 ・ 教室移動			
10:05	165	セクション1	セクション2	【喀痰吸引】 指導者養成講習等修了者 (5名) 【経管栄養】 指導者養成講習等修了者 (6名) ※予定	
		5グループ	6グループ		
		喀痰吸引	経管栄養		
		口腔内 鼻腔内 気管カニューレ内部	胃ろう又は腸ろう(滴下) 胃ろう又は腸ろう(半固形) 経鼻		
12:50	60	休憩 ・ 教室移動			
13:50	165	セクション1	セクション2		
		6グループ	5グループ		
		経管栄養	喀痰吸引		
		胃ろう又は腸ろう(滴下) 胃ろう又は腸ろう(半固形) 経鼻	口腔内 鼻腔内 気管カニューレ内部		
16:35	10	事務連絡		宮城県社会福祉協議会	
16:45		閉会			

Ⅲ 実地研修 実施要領

i 施設(介護保険施設, 有料老人ホーム, グループホーム, 障害者(児)施設等)において実地研修を実施する場合

1 実地研修における役割分担及び介護職員等が行うことが許容される行為の標準的な範囲

(1)原則として、口腔内及び鼻腔内のたんの吸引。ただし、条件が整えば、気管カニューレ内部のたんの吸引(以下「たんの吸引」という。)

① 医師・指導看護師・介護職員等の役割分担

- ・利用者について、初の実施時及び状態が変化した時点において、たんの吸引を、指導看護師のみで実施すべきか、指導看護師の指導の下、介護職員等が実習で実施可能かについて、配置医又は実施施設と連携している医師が承認する。
- ・実習時において、指導看護師は、利用者の口腔内、鼻腔内、気管内部及び全身の状態を観察し、指導看護師の指導の下、介護職員等が実習を行うことが可能かどうか等を確認する。
- ・介護職員等がたんの吸引を実施する間、指導看護師は利用者の安全に留意しながら、介護職員等に対して、指導を行う。
- ・指導看護師は、所定の評価基準をもとに、介護職員等の実地研修の到達度を踏まえながら、指導を行う必要がある。

② 介護職員等が行うことが許容される標準的な範囲と指導看護師の役割

- ・咽頭より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まで上がってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修を受けた介護職員等が手順を守って行えば危険性は相対的に低く、介護職員等が行っても差し支えないものと考えられる。
- ・鼻からの吸引には、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血が、まれではあるが生じうる。また、鼻や口から、咽頭の奥までの吸引を行えば、敏感なケースでは嘔吐・咳込み等の危険性もある。したがって、鼻からの吸引や、口から咽頭の奥までの吸引は「一般論として安全である」とは言い難い。しかし、鼻からの吸引は、利用者の状態に応じ、吸引チューブを入れる方向を適切にする、左右どちらかのチューブが入りやすい鼻からチューブを入れる、吸引チューブを入れる長さをその利用者についての規定の長さにしておく、などの手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多い。以上の点を勘案すると、介護職員等は、咽頭の手前までの吸引を行うに留めることが適切であり、咽頭より奥の気道のたんの吸引は、指導看護師が担当することが適当である。
- ・気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど、危険性が高いことから、介護職員等が行うたんの吸引の範囲は、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とする。特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行う間、人工呼吸器を外す必要があるため、安全かつ適切な取扱いが必要である。

(2)原則として、胃ろう及び腸ろうによる経管栄養。ただし、条件が整えば、経鼻経管栄養(以下「経管栄養」という。)

① 医師・指導看護師・介護職員等の役割分担

- ・利用者について、初の実施時及び状態が変化した時点において、経管栄養を、指導看護師のみで実施すべきか、指導看護師の指導の下、介護職員等が実習で実施可能かについて、配置医又は実施施設と連携している医師が承認する。
- ・実習時において、指導看護師は、利用者の胃、腸、鼻の状態及び全身の状態を観察し、指導看護師の指導の下、介護職員等が実習を行うことが可能かどうか等を確認する。
- ・介護職員等が経管栄養を実施する間、指導看護師は利用者の安全に留意しながら、介護職員等に対して、指導を行う。
- ・指導看護師は、所定の評価基準をもとに、介護職員等の実地研修の到達度を踏まえながら、指導を行う必要がある。

② 介護職員等が行うことが許容される標準的な範囲と指導看護師の役割

- ・胃ろう・腸ろうによる経管栄養は、鼻からの経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう、腸ろうの状態に問題のないことの確認は1日1回以上指導看護師が行うことが適当である。
- ・経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、看護師が行うことが望ましいが、開始後の対応は介護職員等によっても可能であり、指導看護師の指導の下で、介護職員等が行うことが許容される。
- ・経鼻経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があり、指導看護師が行うことが適当である。

2 介護職員等がたんの吸引及び経管栄養(以下「たんの吸引等」という。)を実施する上で必要であると考えられる条件

(1)利用者の同意

利用者(利用者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、たんの吸引等の実地研修の実施と当該施設の組織的対応について施設長から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている介護職員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

(2)医療関係者による的確な医学管理

- ① 配置医又は実施施設と連携している医師から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。
- ② 指導看護師の指導の下、介護職員等が実習を行うこと。
- ③ 配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

(3) たんの吸引等の水準の確保

- ① 実地研修においては、指導者講習又は指導者養成講習を受けた指導看護師が介護職員等を指導する。
- ② 介護職員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。
- ③ たんの吸引等の行為については、医師に承認された介護職員等が指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。
- ④ 当該利用者に関するたんの吸引等について、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

(4) 施設における体制整備

- ① 実施施設の施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
- ② 利用者の健康状態について、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、主治医(別途主治医がいる場合に限る。)、指導看護師、介護職員等が情報交換を行い、連携を図れる体制の整備がなされていること。
- ③ たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
- ④ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
- ⑤ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
- ⑥ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師との連絡体制が構築されていること。
- ⑦ 施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

(5) 地域における体制整備

医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

ii 利用者の居宅において実地研修を実施する場合

1 実地研修における役割分担及び訪問介護員等(利用者の居宅において実地研修を実施する介護職員等をいう。以下同じ。)が行うことが許容される行為の標準的な範囲

(1)原則として口腔内及び鼻腔内のたんの吸引。ただし、条件が整えば、気管カニューレ内部のたんの吸引(以下「たんの吸引」という。)

① 医師・指導看護師・訪問介護員等との役割分担

- ・利用者について、初の実施時及び状態が変化した時点において、たんの吸引を、指導看護師のみで実施すべきか、指導看護師の指導の下、訪問介護員等が実習で実施可能かについて、利用者のかかりつけ医が承認する。
- ・実習時において、指導看護師は、利用者の口腔内、鼻腔内、気管内及び全身の状態を観察し、指導看護師の指導の下、訪問介護員等が実習を行うことが可能かどうか等を確認する。
- ・訪問介護員等がたんの吸引を実施する間、指導看護師は利用者の安全に留意しながら、訪問介護員等に対して、指導を行う。
- ・指導看護師は、所定の評価基準をもとに、訪問介護員等の実地研修の到達度を踏まえながら、指導を行う必要がある。

② 訪問介護員等が行うことが許容される標準的な範囲と指導看護師の役割

- ・咽喉より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まで上がってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修を受けた訪問介護員等が手順を守って行えば危険性は低く、訪問介護員等が行っても差し支えないものと考えられる。
- ・鼻からの吸引には、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血が、まれではあるが生じうる。また、鼻や口からの、咽喉の奥までの吸引を行えば、敏感なケースでは嘔吐・咳込み等の危険性もある。したがって、鼻からの吸引や、口から咽喉の奥までの吸引は「一般論として安全である」とは言い難い。しかし、鼻からの吸引は、利用者の状態に応じ、吸引チューブを入れる方向を適切にする、左右どちらかのチューブが入りやすい鼻からチューブを入れる、吸引チューブを入れる長さをその利用者についての規定の長さにしておく、などの手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多い。以上の点を勘案すると、訪問介護員等は、咽喉の手前までの吸引を行うに留めることが適切であり、咽喉より奥の気道のたんの吸引は、指導看護師が担当することが適当である。
- ・気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど、危険性が高いことから、介護職員等が行うたんの吸引の範囲は、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とする。特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行う間、人工呼吸器を外す必要があるため、安全かつ適切な取扱いが必要である。

(2)原則として、胃ろう及び腸ろうによる経管栄養。ただし、条件が整えば、鼻からの経管栄養(以下「経管栄養」という。)

① 医師・指導看護師・訪問介護員等との役割分担

- ・利用者について、初の実施時及び状態が変化した時点において、経管栄養を、指導看護師のみで実施すべきか、指導看護師の指導の下、訪問介護員等が実習で実施可能かについて、利用者のかかりつけ医が承認する。
- ・実習時において、指導看護師は、利用者の胃、腸、鼻の状態及び全身の状態を観察し、指導看護師の指導の下、訪問介護員等が実習を行うことが可能かどうか等を確認する。
- ・訪問介護員等が経管栄養を実施する間、指導看護師は利用者の安全に留意しながら、訪問介護員等に対して、指導を行う。
- ・指導看護師は、所定の評価基準をもとに、訪問介護員等の実地研修の到達度を踏まえながら、指導を行う必要がある。

② 訪問介護員等が行うことが許容される標準的な範囲と指導看護師の役割

- ・胃ろう・腸ろうによる経管栄養は、鼻からの経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう、腸ろうの状態に問題のないことの確認は1日1回以上指導看護師が行うことが適当である。
- ・経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、看護師が行うことが望ましいが開始後の対応は訪問介護員等によっても可能であり、指導看護師の指導の下で、訪問介護員等が行うことが許容される。
- ・鼻からの経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があり、指導看護師が行うことが適当である。

2 訪問介護員等がたんの吸引及び経管栄養(以下「たんの吸引等」という。)を実施する上で必要であると考えられる条件

(1)利用者の同意

利用者(利用者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、たんの吸引等の実地研修の実施と訪問介護事業者、利用者のかかりつけ医、訪問看護事業者との連携対応について訪問介護事業者から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている訪問介護員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

(2)医療関係者による的確な医学管理

- ① 利用者のかかりつけ医から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。
- ② 家族、利用者のかかりつけ医、指導看護師、保健所の保健師等、家族以外の者等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実習を行うこと。
- ③ 利用者のかかりつけ医、指導看護師及び訪問介護員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

(3) たんの吸引等の水準の確保

- ① 実地研修においては、指導看護師が訪問介護員等を指導する。
- ② 訪問介護員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。
- ③ たんの吸引等については、利用者のかかりつけ医に承認された訪問介護員等が、指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。
- ④ 当該利用者に関するたんの吸引等について、利用者のかかりつけ医、訪問看護職員及び訪問介護員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

(4) 体制整備

- ① たんの吸引等を実施する訪問介護事業者は、安全の確保のための体制の整備を行うため、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
- ② 適切な医学的管理の下で、当該利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていることを原則とし、当該家族以外の者は、利用者のかかりつけ医及び指導看護師の指導の下で、家族、利用者のかかりつけ医及び指導看護師との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図れる体制の整備がなされていること。
- ③ たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
- ④ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
- ⑤ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、たんの吸引等を実施する事業者や利用者のかかりつけ医、指導看護師、訪問介護員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
- ⑥ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に利用者のかかりつけ医・指導看護師との連絡体制が構築されていること。
- ⑦ 感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

(5) 地域における体制整備

医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

Ⅳ 研修会場のご案内

(1)【仙台合同庁舎 1001/1002】

- ◇ 所在地: 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17
- ◇ バス: 「宮城県仙台合同庁舎前」
下車 徒歩約 3 分
- ◇ 地下鉄: 「北四番丁駅」 徒歩約 10 分
「北仙台駅」 徒歩約 10 分
- ◇ JR仙山線: 「北仙台駅」 徒歩約 10 分
- ※ 受講者用駐車場はありません。
近隣の有料駐車場, 公共交通機関をご利用ください。



(2)【宮城県自治会館 200・201・208 会議室】

- ◇ 所在地: 仙台市青葉区上杉一丁目 2 番 3 号
- ◇ バス: 仙台市営「県庁市役所前」下車 徒歩約 5 分
宮城交通「錦町一丁目」下車 徒歩約 3 分
- ◇ 地下鉄: 「勾当台公園駅」(北 2 番口)下車 徒歩約 7 分
- ※ 受講者用駐車場はありません。
近隣の有料駐車場, 公共交通機関をご利用ください。



(3)【宮城県船形の郷】(旧宮城県船形コロニー)

- ◇ 所在地:黒川郡大和町吉田字上童子沢21
 - ◇ 公共交通機関:
 - JR 仙台駅西口 2 番
宮城交通バス高速バス 大衡行
 - JR 仙台駅西口 5 番
宮城交通バス路線バス 新富谷ガーデンシティ経由吉岡
宮城交通バス路線バス 吉岡行
宮城交通バス路線バス 吉岡・北部工業団地／大衡村役場前
 - いずれも 40～50 分。吉岡営業所下車。
吉岡営業所下車からタクシーで約 10 分
 - ◇ 自動車:東北自動車道大和ICより約15分
- ※敷地内の所定場所 (黄色ラインの範囲内)に駐車してください。

